

◎新潟県告示第907号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年8月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する形質変更時要届出区域

村上市緑町五丁目11番1、11番3、11番4、3558番25、3585番3、3600番10、3600番11、3889番2、
村上市村上字田島3472番の一部、3473番1の一部、3497番4の一部、3497番5の一部、3498番3、3498番4、
3498番5、3501番、3501番2、3502番1、3502番2、3502番3の一部、3502番4、3502番5、3502番6の
一部、3502番7、3502番8、3503番、3503番2、3504番1、3504番2、3504番4、3505番、3505番2、3506番、
3507番、3507番2、3508番、3509番、3509番2、3514番の一部、
村上市緑町四丁目3510番、3510番2、3511番1、3511番7の一部、3512番1、3513番、
村上市村上字田端3584番2の一部、3589番、3591番1、3591番2、3591番3、3592番1、3592番2、3592番
3、3593番、3607番4、3607番5、3607番6、3607番7、3607番8、3608番3の一部、3608番4、3608番5
の一部、
村上市田端町3608番9の一部、他
詳細は別図のとおり

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

3 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第9号に該当

砒素及びその化合物

-  調査対象地
-  形質変更所要届出区域
(一般管理区域)
-  形質変更所要届出区域
(自然由来特例区域)
-  土壌汚染状況調査において
設定した単位区画
-  筆界



